

産婦健康診査費用の助成について

産後まもない時期は、生活の中心が赤ちゃんになり、体調もホルモンバランスが大きく変わったりと、心身ともに不安定になりやすい時期といわれています。

産婦健康診査では、産後まもない時期（産後2週前後、産後1か月前後）に体とこころの健康状態を確認します。産婦健康診査を受診して、産後の体とこころの不調を予防しましょう。

千歳市では、概ね産後2週前後と1か月前後に実施する産婦健康診査費用を助成する受診票を交付します。北海道外の医療機関で出産され、産婦健康診査を受けた場合は、償還払（払い戻し）の制度もありますので、詳しくは裏面の「産婦健康診査に係る償還払（払い戻し）について」をご覧ください。

※産婦健康診査の実施回数や単価は病院によって異なります。

対象者	千歳市に住民票があり、産婦健康診査を受診される市民の方			
	回数	標準受診時期	助成対象健診項目※1	助成額
助成対象となる産婦健康診査項目と助成額（上限額）	1回目	産後2週前後	問診、診察、血圧・体重測定、尿検査、エジンバラ産後うつ	5,000円
	2回目	産後1か月前後	病質問票（EPDS）※2	5,000円
利用方法	<ul style="list-style-type: none">受診時に、産婦健康診査受診票と母子手帳を医療機関（助産所）に提出してください。出産予定の医療機関（助産所）に産婦健康診査を実施しているか事前にご確認願います。医療機関（助産所）によっては、産後2週前後の健診を実施していない場合があるため、回数は上限回数となりますのでご了承ください。受診回数（1回または2回）は、医師や助産師の指示を受けてください。この受診票は北海道内の医療機関（助産所）で利用することができます。 <u>北海道外の医療機関等を受診する場合は、償還払い制度（払い戻し）をご利用ください。</u>（詳しくは、裏面をご覧ください）			

※1 助成対象健診項目以外に検査・治療等を実施した場合は、自己負担金が生じることがありますのでご了承ください。

※2 エジンバラ産後うつ病質問票について

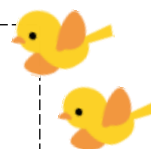
- 産後の気分や体調をセルフチェックする自己記入式の質問票です。
- 産婦健康診査受診票の裏面に印刷しています。事前にご記入のうえ受診時に医療機関（助産所）にご持参ください。

お問い合わせ先

千歳市保健福祉部母子保健課母子支援係

☎（0123）24-0133（直通）

9時00分～17時00分まで ※土・日・祝日を除く



「産婦健康診査」に係る償還払（払い戻し）について

千歳市では、里帰り出産等により北海道外の医療機関（助産所）で産婦健診を受けた方に対して、産婦健診に係る費用の全額または一部を助成します。

受診後の申請により、指定口座へ振り込みます。

1 対 象

- ① 産婦健診を受診時に千歳市民である方
- ② 道外の医療機関（助産所）で産婦健診を受けた方（受診期限：産後2か月未満）

2 申請期限

産婦健康診査を受けた日から1年以内に申請してください。

3 申請方法

次の書類を母子保健課窓口を持参または郵送により、申請してください。

- ① 道外医療機関等産婦健診費助成申請書兼請求書

※様式は母子保健課窓口または、千歳市ホームページからもダウンロードができます。

- ③ 領収書（内訳書がある場合は一緒にお持ちください。）
- ④ 印鑑
- ④ 振込先の確認できるもの（通帳）
- ⑤ **産婦健康診査受診票（受診結果が記載されているもの）**

※産婦健診を受けるときは、医療機関（助産所）に受診票を提出し、受診結果について記載していただくよう医療機関に依頼してください。

～ 郵便による申請もできます ～

この場合、①申請書兼請求書に忘れずに押印してください。

また、②領収書と④振込先確認できるものについては書類のコピーを提出してください。

4 申込み及び問い合わせ先

〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34 千歳市総合保健センター1階

千歳市保健福祉部母子保健課母子支援係

担当 千歳市保健福祉部母子保健課母子支援係
電話 0123-24-0133（直通）
FAX 0123-24-8418